

# 函館市公共工事建設発生土処理指針

平成18年5月

函 館 市

# 函館市公共工事建設発生土処理指針

## 第1 目的

この指針は、市が発注する建設工事から発生する土砂等（以下「建設発生土」という。）の適正な処理等に関し必要な事項を定め、もって公共工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進および良好な環境の保全を図ることを目的とする。

## 第2 基本方針

市および請負人は、次の基本方針により、建設発生土に係る総合的対策を適切に実施するものとする。

- (1) 建設発生土の発生抑制
- (2) 建設発生土の再利用の促進
- (3) 建設発生土で再利用できないものについての適正処理

## 第3 市の責務と役割

- (1) 市は、建設発生土の発生の抑制および再利用の促進が図られるよう建設工事の計画および設計を行うものとする。
- (2) 市は、建設工事の発注にあたっては、基本方針の実施に関し、必要な費用を請負人に対し負担するとともに、明確な指示を行うものとする。

## 第4 請負人の責務と役割

- (1) 請負人は、建設工事の施工方法等の工夫、現場内利用の促進により、建設発生土の発生の抑制に努めなければならない。
- (2) 請負人は、基本方針の実施に関し、自らの役割を認識し、市との連絡調整、管理および施工体制の整備を行わなければならない。

## 第5 適正処理の方法

### (1) 工事間の利用の促進

市および請負人は、建設発生土を必要とする他の工事現場と情報交換システム等を利用して連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保等により工事間の利用の促進に努めなければならない。

### (2) 工事現場等における分別および保管

請負人は、建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別しなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、公衆災害の防止を含め周辺環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。

### (3) 運 搬

請負人は、運搬経路の適切な設定ならびに車両および積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じなければならない。

### (4) 受入地での埋立等

市および請負人は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋立等を行う場合には、建設発生土の崩壊や降雨による土砂の流出等の公衆災害が生じないように、各種法令を遵守し、また、各種技術基準に基づき、適切な措置を講じなければならない。